

## 地域活動情報掲示板利用登録審査会運営要領

### (目的)

第1 地域活動情報掲示板利用登録審査会(以下「審査会」という。)は、地域活動情報掲示板を管理運営することができる運営委員会及び利用することができる地域団体、NPO法人、ボランティアグループ等の登録及び登録の取消しに関する審査を行うことを目的とする。

### (構成)

第2 審査会は、次のメンバーをもって構成する。

- (1) 市民協働課長
- (2) 教育文化担当課長
- (3) 事業戦略担当課長
- (4) 保健福祉課長
- (5) 保健・生活支援担当課長

### (座長)

第3 審査会に座長を置き、市民協働課長をもって充てる。

- 2 座長は会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、教育文化担当課長がその職務を代理する。

### (議事)

第4 審査会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

- 2 審査会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、天王寺区役所の課長その他の職員、区民その他適当と認める者に審査会の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (その他)

第5 審査会の庶務は、市民協働課において処理する。

- 2 この要領に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は座長が定める。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。